

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 9 月 2 4 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 1
号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

1 8 平成 2 7 年 1 0 月 1 日から同月 3 1 日までの間に支給する市長の給料月額については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、7 9 9 , 0 0 0 円とする。ただし、相模原市職員の退職手当に関する条例第 5 条の 9 第 1 項の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案の理由

公共下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の賦課徴収に係る不適切な事務執行に関し、市長に支給する給料月額を減額いたしたく提案するものである。

議案第 1 2 5 号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

給料月額に関する特例に係る規定の追加(附則第 1 8 項関係)

区 分	給 料 月 額		
	現 行	改正後	
市 長	1,142,000円	799,000円	平成27年10月1日から 同月31日までの間

2 施行期日

平成 2 7 年 1 0 月 1 日

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年9月30日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「および」を「及び」に改める。

第3条第2項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第4条中「定める者」を「掲げる者」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第6条中「もしくは」を「若しくは」に、「、または」を「、又は」に、「行ないまたは」を「行い、又は」に改める。

第7条の2第1項中「1年6箇月」を「1年6月」に改める。

第10条中「または」を「又は」に改める。

第12条第1項及び第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び第4号並びに同条第3項中「および」を「及び」に改め、同条第4項中「、補償基礎額」を「補償基礎額」に、「すでに」を「既に」に改める。

第14条中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項」に改める。

第17条第1項中「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に、「および」を「及び」に改める。

第18条中「または」を「又は」に、「受けもしくは」を「受け、若しくは」に、「診断もしくは」を「診断若しくは」に改める。

第19条及び第20条中「または」を「又は」に改める。

第20条の2第1項中「または」を「又は」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

附則第4条中「第13条第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改める。

附則第4条の2第2項中「各号の一」を「前項各号」に、「第1号」を「前項第1号」に改め、「のいずれか」を削る。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年	0.88

	一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について	0.84

	遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた改正後の第4条の2第1項に規定する年金たる補償(以下

「年金たる補償」という。)及び改正後の第5条第2号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号。以下「平成27年国共済経過措置政令」という。)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成27年国共済経過措置政令第5条第1項第4号に規定する平成24年一元化法附

則第 4 1 条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 2 7 年地共済経過措置政令第 4 条第 1 項第 4 号に規定する平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

提案の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 2 4 年法律第 6 3 号)による厚生年金保険法(昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)等の改正により公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入することとされたことに伴い、市議会議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。